

臨海部広域斎場組合臨海斎場の火葬料の改定について

1 経過

港区、品川区、目黒区、大田区及び世田谷区の5区（以下「組織区」という。）で共同設置する臨海部広域斎場組合臨海斎場（以下「臨海斎場」という。）の火葬料については、適正な利用者負担の観点のもと、3年ごとを目途に定期的に見直しを図ることとしています。

令和4年第2回臨海部広域斎場組合議会定例会において、火葬料の改定について議決されたので、令和5年度から料金改定を行います。

2 料金改定の概要

(1) 基本的な考え方

火葬料の算定に当たっては、適正な利用者負担となるよう火葬事業に係る経常経費（火葬事業原価相当額）をもとに組織区内火葬料及び組織区外火葬料を算出します。

(2) 火葬料の算定方法

令和2年度決算数値を基にした火葬事業にかかる経常経費と火葬料収入から、以下のように火葬料収入で火葬事業が実施できるよう改定率を算定します。

$$\text{火葬事業にかかる経常経費 (①)} = \text{火葬料収入 (②)} \times \text{改定率 (A)}$$

火葬事業にかかる経常経費 (①)	352,580,742 円	
火葬料収入 (②)	319,081,900 円	
改定率 (A)	1.10 倍 (10%増)	(A) = ①/②

改定率が1.1倍になることから、現行の組織区内火葬料に改定率(1.1)を乗じて、新しい区内火葬料を算定します。

また、組織区外火葬料も同様に改定率を乗じて算定します（現行同様、組織区内火葬料の2倍の金額になります）。

(3) 改定内容

別紙「臨海斎場火葬料 新旧対照表」のとおりです。

(4) 改定日

令和5年4月1日から適用します。

3 今後のスケジュール

令和5年2月 広報みなど、区ホームページ等による周知
4月1日 新料金の適用開始

臨海斎場火葬料新旧対照表

令和5年4月1日適用

火葬料

区 分		現 行	改定後
区 内	12歳以上	40,000円	44,000円
	12歳未満	24,400円	26,800円
	胎 児	10,400円	11,400円
	改葬遺骨	20,900円	23,000円
	人体の一部	8,700円	9,600円
	分 骨	2,000円	2,000円
区 分		現 行	改定後
区 外	12歳以上	80,000円	88,000円
	12歳未満	48,800円	53,600円
	胎 児	20,800円	22,800円
	改葬遺骨	41,800円	46,000円
	人体の一部	17,400円	19,200円
	分 骨	6,000円	6,000円

※分骨は火葬を伴わない作業につき据え置き、生活保護等の減免も据え置き（16,000円等）